

# 退去時のごみの処理

## 1 退去が決まったら

退去時の約1ヶ月以上前に連絡ください。(できるだけ余裕をもって)

大量にごみを出すと、  
地域の方の迷惑にな  
ります！

## 2 ごみの処理について

### (1) 大量の引越しごみは集積場所に出せません！

退去が決まったときから、少しずつ処分してください。

- ・1度に処理しなければならない場合は、自分で処理施設に直接持ち込むか、盛岡・紫波地区環境施設組合（清掃センター）に引取りの依頼（予約制）をしてください。

### (2) 持ち込み場所（引取り先）※地図裏面

盛岡・紫波地区環境施設組合（清掃センター）

住所： 紫波郡矢巾町大字西徳田 12-168-2

電話： 019-697-3835

### (3) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの処分

上記4品目は家電リサイクル法対象品です。次のいずれかの方法で処理してください。(有料)

- ① 販売店または収集運搬業者（裏面）に処理を依頼。
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所（裏面）に持って行く。

管理会社：

Tel：

所在地：

(一社) 岩手県宅地建物取引業協会 盛岡支部



○持ち込み場所（引取り先）



○家電4品目（テレビ，冷蔵庫，洗濯機，エアコン）指定引取場所

- ・日本通運(株)盛岡支店（矢巾町流通センター TEL019-637-6411）